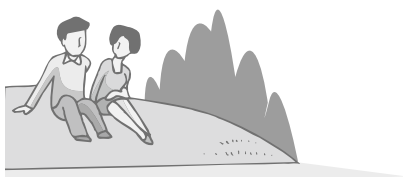


たうん 情報

市役所への問合せ先

本 庁 ☎24-1111
吉田支所 ☎52-1111
三間支所 ☎58-3311
津島支所 ☎32-2721
宇和海支所 ☎62-0311



ぼしゅう

ボランティア

あなたの技術・経験を生かしてみませんか。
開発途上国で、現地の人たちと協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。在職中の人は、勤務先に人件費を補てんする制度もあります。

【対象・派遣期間】

▽青年海外協力隊

・20～39歳の人

・派遣期間 原則2年

▽シニア海外ボランティア

・40～69歳の人

・派遣期間 1～2年

※いずれも日本国籍を持つ人

【募集期間】4月1日(火)～5月12日(月) (消印有効)

○体験談・説明会

【と き】4月13日(日)午後

1時30分～3時30分

【ところ】松山市男女共同

参画推進センター

【問合せ】JICA四国 ☎

087-821-8824

<http://www.jica.go.jp>

男女共同参画

審議会委員

男女共同参画社会づくりのための各種施策への意見を提出したり、重要事項について調査や審議をする委員を募集します。

【募集人数】2人程度

【任期】2年間

【会議】年間1～2回(平日の昼間2時間程度)

【対象】市内に住む18歳

以上の男女

【申込方法】4月18日(金)(消

印有効)までに、「宇和島

市男女共同参画審議会委員

応募」と書いて、住所・氏名・

性別・生年月日・職業(勤

務先)・電話番号・応募の

動機・団体活動などを記入し

ている人はその内容を記入し

て、郵送・持参またはEメー

ルで提出してください。

【申込・問合せ】

〒798-8601 宇和島市

曙町1

企画情報課コミュニケーション推

進係 ☎内線2236

gender@city.

uwajima.lg.jp

uwajima.lg.jp

姉妹都市提携10周年記念

ホノルル市訪問団参加者募集

姉妹都市提携10周年の節目を記念して、ホノルル市にて記念式典を開催するため、訪問団を結成します。市民の交流を深め、宇和島市のPRを行います。そこで、訪問団に参加する人を募集します。



【と き】6月12日(木)～17日(火) (4泊6日)

【対象者】市内に住所のある人

【定 員】75人

※申込多数の場合は抽選。

※申し込みは申込者1人につき4人まで。

【参加料】129,800円

【募集期間】4月11日(金)午後5時まで

【申込方法】申込書(総務課に設置、または、

市ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入して、総務課へ持参してください。

※電話、FAXでの受け付けはできません。

※参加料や行程表など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【申込・問合せ】

総務課秘書広報係 ☎内線2405・2415

市民歴史文化講座 「そこどこや」受講生

宇和島の歴史・文化について学習する講座。今回は、前期（5月～9月）の受講生を募集します。

※1講座でも可。応募多数の場合は抽選となります。

【受講料】1講座200円

と き	と ころ	テーマ	定員
① 5 / 11 (日) 10:00 ～ 12:00	歴 史 資 料 館	宇和島の植物について	40
② 5 / 18 (日) 10:00 ～ 12:00	歴 史 資 料 館	5代藩主村侯について	40
③ 6 / 1 (日) 9:00 ～ 12:00	○須賀川界限	ぶらり宇和島城下1	40
④ 6 / 15 (日) 9:00 ～ 17:00	● 西 予 市	宇和島藩領を行く4	30
⑤ 7 / 6 (日) 9:00 ～ 17:00	● 鬼 北 町	鬼北の文化財めぐり2	30
⑥ 9 / 14 (日) 9:00 ～ 12:00	○辰野川界限	ぶらり宇和島城下2	30

○：徒歩移動

8時55分 JR宇和島駅集合

●：バス・徒歩移動

8時55分 市役所裏集合

※詳しくは、お問い合わせください。

【申込方法】4月25日(金)までに、申込用紙（文化課・歴史資料館・伊達博物館・各支所教育係備え付け）・ハガキ・Eメール・FAXで申し込んでください。

【申込・問合先】〒798-18601 宇和島市曙町1市教育委員会文化課 内線2775 FAX 2215058

✉bunka@city.uwajima.lg.jp

青少年国際交流 海外派遣参加者

【内 容】ホームステイ、ボランティア、文化交流など

【派遣先】米国、英国、豪州、サイパン、フィジー など

【対 象】小学3年～高校3年生

【説明会】5月中旬～下旬 ※全国14都市にて開催、入場無料、予約不要。

【申込締切】6月2日(月)または9日(月)

※参加費・締切・日程などは、参加事業により異なります。詳しくはお問い合わせください。

合わせてください。

【申込・問合先】(財)国際青少年研修協会 ☎03-6417-1972

http://www.ksk.or.jp

愛媛弁護士会 無 料 法 律 相 談 所

5月7日(水) 午前10時～午後3時
(受付) 午前9時～ ※先着順
松山地方裁判所宇和島支部

金銭関係・不動産関係・家庭関係などの相談。相談無料、秘密厳守。

高齢者のための全国一斉電話相談会

○直通電話 ※電話料金は相談者負担。

☎0570-041-605

【と き】4月15日(火) 午前10時～午後4時

【内 容】遺言・相続相談など高齢者の権利に関する相談

【相談料】無料

【問合先】愛媛弁護士会 ☎089-941-6279

第19回宇和島市長杯ヨットレース うわじまパールカップ2014

日本各地から集まった、約50艇のヨットによるハンディキャップレースです。

【と き】5月4日(日) (スタート) 午前10時

【と ころ】九島～遊子沖合

【問合先】宇和島ヨットクラブ事務局

(ためくり) ☎090-8284-1082



【問合先】FMがいや
☎49-1769
✉r-m@gaiya769.jp
http://www.gaiya769.jp/

Disc Navigation

土曜日 午後1時～ (再) 午後5時～、午後9時～

【パーソナリティ】

FMがいや (加藤 真衣、和田 直久)

話題の曲をお届けします。
早口コーナーなどの、リスナー参加型コーナーもあります。
皆さんもぜひ挑戦してくださいね！



各番組への感想やリクエストを受け付けています。

ぼしゅう

宇和島圏域手話奉仕員
養成講座

○手話を学ぼう！入門課程
手話を初めて学ぶ人のための
「入門講座（全20回）」を
今年度は夜間に開催します。

【と き】 6月2日（月）～12月1日（月）の月曜日、午後7時～9時

【ところ】 総合福祉センター

【定 員】 25人

【受講料】 無料

※テキスト代（3,150円）は受講者負担。

【受付締切】 4月30日（水）まで
※定員になり次第、締め切ります。

○手話で話そう！基礎課程
昨年度以前に「入門課程」を修了した人を対象に「基礎課程（全24回）」を昼間に開催します。

継続受講生以外で、今年度から申し込みを希望する場合は、必ずお問合せください。

【と き】 5月19日（月）～12月8日（月）の月曜日、午後1

時30分～3時30分

【ところ】 総合福祉センター

【定 員】 5人

【受講料】 無料

※テキスト代（3,150円）は受講者負担。

【受付締切】 4月25日（金）まで
※定員になり次第、締め切ります。

【申込・問合せ先】 福祉課障害福祉係 ☎内線2151

おしらせ

市立津島病院
小児科・外科の外来診察

4月1日より、市立津島病院では市立宇和島病院小児科医による小児科外来診察を再開します。また、常勤外科医の赴任により、平日の外科外来診察を行います。

○小児科

【診察日】 毎週月曜日

※月曜日が祝祭日および年末年始の場合は休診。

【受付時間】

午前7時～11時30分

【診察時間】

午前9時～午後0時15分

○外科

【診察日】 月～金曜日

※火曜日は午後休診。水曜日は午前代診、午後休診。

【受付時間】

午前9時～午後4時

【診察時間】

午前9時～午後5時

【問合せ先】 市立津島病院 ☎3212011

ファミ・サポ説明会
& 養成講習会

ファミリー・サポート・センターの説明会とサポート会員になるための養成講習会を開催します。説明会のみ参加もできます。

必ず事前申込をお願いします。参加人数により開催しない場合もあります。

【と き】 4月16日（水）

午後1時30分～4時

【ところ】 市役所202会議室

【持参品】 筆記用具・印かん（登録する人のみ）

【申込・問合せ先】 4月11

平成27年

歌会始のお題 および

詠進歌の詠進要領

【歌会始のお題】「本」
※お題は「ほん」、「ほん」

「もと」などのように読んでもよく、「本」の文字が詠み込まれていれば差し支えありません。また、本を表す内容であれば、「本」の文字がない場合でも差し支えありません。

【詠進歌の詠進要領】
○詠進歌は1人1首、自作で未発表のもの
○用紙は半紙（習字用の半紙）、毛筆で自書
○代筆・点字も可（病气や身体障がいのため自書することができない場合のみ）
○書式は半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名（ふりがな）・生年月日・職業を縦書きで書く

書 式 図
(横 長)

お題「本」	〒住所	（山折り）
、	電話番号	、
、	氏名（ふりがな）	、
、	生年月日	、
、	職業	、

（書式図参照）

【詠進の締切】 封筒に「詠進歌」と記入して、9月30日（火）までに（消印有効）宮内庁へ郵送してください。

【提出・問合せ先】 9月20日（土）までに、郵便（郵便番号・住所・氏名を記入し返信用切手を貼った封筒を同封）で〒100-8111 宮内庁式部職へ

住所・電話番号・氏名（ふりがな）
http://www.kunaichogo.jp/

kunaichogo.jp/

各種相談

予約不要（市民法律相談を除く）

行政相談

- 8日(火) 午前9時～午後3時
市役所1階ロビー
- 4日(金) 午後1時～午後4時
吉田支所
- 8日(火) 午前9時～正午
三間公民館
- 16日(水) 午前9時～正午
岩松公民館

人権相談

- 18日(金) 午後1時～午後4時
市役所701会議室
- 4日(金) 午後1時～午後4時
吉田支所
- 8日(火) 午後1時～午後4時
三間公民館

宅地建物相談

- 10日(木) 午後1時～3時
市役所1階ロビー

市民法律相談

（1人15分程度。それぞれ12人まで）
※原則、当事者である市民の人が対象です。

- 18日(金) 午後1時～4時
（予約開始日）11日(金) 午前9時～
▷市役所602会議室
（高田優子弁護士）
総務課行政係 ☎24-1111内線2470
FAX24-1121

予約は、予約開始日から電話・ファクスで受け付けます（平日の午前9時～午後5時）。
※必ず連絡先をお伝えください。

5月の 相談日 5月16日(金)
予約開始日 5月9日(金)

多重債務整理相談・消費生活相談

- 毎日(平日のみ) 午前9時～午後4時
市消費生活センター
（企画情報課コミュニティ推進係内）
☎24-1111内線2276

家庭児童・婦人相談

- （児童）性格や生活習慣、家族関係、
学校生活、非行問題 など
- （婦人）夫婦問題、DV、そのほか家
庭内の問題 など
- 毎日(平日のみ)
午前8時30分～午後5時15分
福祉課（市役所1階）
☎24-1111内線2155・2142

日(金)までに福祉課ファ
ミ・サポうわじま ☎49-
7054 FAX24-11160
✉famisapo@
city.uwajima.lg.jp

サイクルトレインの 運行予定

自転車をもそのまま列車に
載せられる「サイクルトレ
イン」。

今年も、JR予土線（宇
和島駅～窪川駅）とJR予
讃線（松山駅～今治駅）で
運行します。

サイクルトレインを活用
して、美しい景色を車窓か
ら楽しみ、沿線を自転車で

観光し、サイクリングの魅
力を体感してみませんか。

【運行期間】

- （予土線）4月19日(土)～5
月25日(日)、9月20日(土)～11
月3日(日)の土、日、祝日
- （予讃線）4月19日(土)～5
月25日(日)、9月14日(日)～11
月24日(日)の土、日、祝日
- 【問合先】県観光物産課 ☎
089-912-2492

松山自動車道

夜間通行止め

高速道路を利用する皆さ
んには大変な迷惑をおかけ
しますが、ご協力をお願い
します。

▽大洲北只IC～

西予宇和IC（2夜間）

【と き】5月7日(水)・8

日(木)午後8時～翌午前6時

【迂回路】国道56号線

▽松山IC～

大洲IC（4夜間）

【と き】5月19日(月)～22

日(木)午後8時～翌午前6時

【迂回路】県道伊予川内線

または国道56号線

【問合先】西日本高速道路

㈱四国支社愛媛高速道路

事務所 ☎089-9051

0181

NEXCO西日本

[http://www.w-nexco.](http://www.w-nexco.co.jp/traffic_info/)

[co.jp/traffic_info/](http://www.w-nexco.co.jp/traffic_info/)

こども支援教室「わかたけ」

～子どもの登校のことで悩んでいませんか？～

こども支援教室「わかたけ」では、次のような支援活動を行っ
ています。

○教育相談・学習支援

- ・「わかたけ」へ通室する児童生徒への学習支援、家庭への
教育相談
- ・教育相談員が家庭を訪問しての学習支援、家庭への教育相談

【相談受付】月～金曜日の午前9時～午後4時

※随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

【保護者説明会】

（と き）5月8日(木) 午後1時30分～

（ところ）子ども支援教室「わかたけ」

※駐車場の利用を希望する人は、お問い合わせください。

【問合先】子ども支援教室「わかたけ」（文京町）

☎22-1642 ✉wakatake@city.uwajima.lg.jp

固定資産の縦覧・閲覧

◎縦覧制度

固定資産の納税者がほかの土地や家屋の価格と比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうか確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます（パソコン端末の画面で表示。紙面印刷はできません）。

【縦覧期間】 4月1日（火）～30日（水）（執務時間中）

【縦覧できる人】 納税者（課税対象者）、同居している親族、納税者の代理人（委任状が必要）

【手数料】 無料

※土地の納税者は土地価格等縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿のみ縦覧できます。

※制度の趣旨と異なる目的の縦覧はお断りする場合があります。

◎閲覧制度

固定資産の所有者が自分の固定資産課税台帳に記載された内容を閲覧できます（台帳の印刷は1枚50円）。

【閲覧期間】 通年（執務時間中）

※平成26年度分は、4月1日（火）から閲覧可能。

【閲覧できる人】 固定資産の所有者、同居している親族、借地人・借家人などの利害関係者、所有者の代理人（委任状が必要） など

【手数料】 1件300円（縦覧期間中は平成26年度分のみ無料）

【ところ】 税務課・各支所

【持参品】 本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真付きの官公署が発行した身分証明書、代理人は委任状、利害関係者は賃貸借契約書・不動産登記簿など）

【問合先】 税務課土地係 ☎内線2512・家屋係 ☎内線2538・家屋係（償却資産） ☎内線2534

危険物取扱者

試験・準備講習会

◎試験

【と き】 6月22日（日）

午前10時～

【ところ】 吉田高校ほか

【願書受付】

（書面申請） 4月14日（月）～24日（木）（必着）

（電子申請） 4月11日（金）～21日（月）

※電子申請については、(財)消防試験研究センターホームページをご覧ください。

【試験の種類】 甲・乙・丙種の全種類（吉田高校会場は乙種第4類と丙種）

【受験料】 甲種 ☎5,000円、乙種 ☎3,400円、丙種 ☎2,700円

【受験願書】 消防本部・鬼北消防署・吉田分署・津島分署に設置しています。

◎準備講習会（乙種第4類対象）

受験のための準備講習会。

【と き】 5月23日（金）・24日（土）午前9時～午後4時

【ところ】 消防本部大会議室

【受講料】 会員 ☎6,600円、一般 ☎9,200円

【テキスト代】 法令・実務・問題集 各1,400円（問題集は乙種第4種のみ）

【問合先】 宇和島地区危険物安全協会事務局（消防本部予防課内） ☎22-7501

「それいけ！俳句キッズ」南予ブロック大会 出場者募集

NHK松山放送局では、子どもたちに楽しく俳句を学びながら、俳句を通じて地域の魅力を紹介してもらうイベント「それいけ！俳句キッズ」を実施します。出演はテツ and トモ。観覧は自由です。

○南予ブロック大会

【と き】 5月18日（日）（開場）正午（開演）午後1時

【ところ】 南予文化会館

【内 容】 会場周辺で俳句を詠み、その後、南予文化会館で俳句の発表をしてもらいます。

※選出された10人が、本選に出場できます。

【出場条件】

▽南予地域在住の小学生

▽南予ブロック大会と5月24日（土）開催の本選に参加できる人

※イベント当日は保護者の人も同伴ください。

【定 員】 100人程度（応募多数の場合は抽選）

※抽選結果、案内を送付します。

【申込方法】 ハガキか封書に、保護者の①郵便番号、

②住所、③名前、④電話番号と、出場希望の小学生（複数の場合は全員）の⑤名前（ふりがな）、⑥性別、⑦学校名・学年を記入して申し込んでください。

【申込先】 〒790-8501

NHK松山放送局「それいけ！俳句キッズ」出場係

【申込締切】 4月30日（水）（必着）

【問合先】 NHKプラネット四国

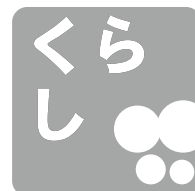
☎089-921-1163

（土・日・祝日を除く午前10時～午後6時）

NHK松山放送局ホームページ

<http://www.nhk.or.jp/matsuyama/>

※応募情報は、「それいけ！俳句キッズ」の連絡で使用のほか、受信料のお願いや番組・イベント案内などに使用場合があります。



春の全国交通安全運動

4月6日～15日

愛媛県スローガン「ゆずりあいそのやさしさもおもてなし」

【問合先】企画情報課「コミュニティ推進係」内線2237

4月10日は全国一斉の

「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通安全に注意して、1人ひとりが事故のないまちづくりに取り組みましょう。

子どもと高齢者に

思いやりを

平成25年の交通事故死者数70人のうち、高齢者は44人と全体の約63%を占めています。高齢者の人には、特に思いやりのある運転を心がけましょう。

また、新入園・入学時期には、新たな通学路に慣れない児童が多い時期でもあります。スクールゾーンや通学路などを通行するときには、子どもたちの通行に気を付けるとともに、子どもたちにも交通ルール・交通マナーを守るよう、周知しましょう。

自転車の安全運転

自転車の運転にもルールがあるのを知っていますか。安全運転のルールを改めて確認しましょう。

『自転車安全利用五則』

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る（飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯 など）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進

シェア・ザ・ロードとは、歩行者・自転車・自動車などがお互いの立場を思いやり、道路を共有することです。

自動車の運転時には、自転車の側方を通過するときなどは、安全な間隔を保つか、徐行するよう努める。また、自転車の運転時には、歩行者が多く通行している歩道では、自転車を押して歩くなど、相手の立場に立った道路の利用を心がけましょう。

飲酒運転は

悪質な犯罪です

飲酒運転は、重大な交通事故に直結する極めて悪質な犯罪です。1人ひとりが「飲酒運転を絶対しない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を無くしましょう。

愛媛県電動車いす安全登録制度

県内では、3,500人～5,000人の高齢者の人が電動車いすを利用していますが、電動車いすの普及に伴い、交通事故や盗難事件などの増加が懸念されています。

この度、県内の電動車いすの安全かつ健全な利用を促進し、交通事故や盗難を未然に防止することなどを目的に、全国で初めて「愛媛県電動車いす安全登録制度」が創設（平成26年1月1日施行）されました。



安全登録は無料です。登録をすることにより、盗難防止、盗難・遺失からの早期発見・回復が見込まれます。制度への理解と、多くの人の登録をお願いします。

【登録の流れ】

- ① 電動車いす利用者による申請（安全登録票の記載）
- ② 指定登録取扱所による、申請の受付、登録証シールの貼り付け、安全登録票の送付
- ③ 地区交通安全協会による安全登録票の受付
- ④ 愛媛県交通安全協会による安全登録票の受付、情報提供
- ⑤ 愛媛県警察本部による安全登録票の受付

※指定登録取扱所とは、県交通安全協会から、登録票の受付などを行なう事務所として指定された、電動車いすの販売・レンタル店などです。

【問合先】宇和島交通安全協会（宇和島警察署内）
☎23-0027

下水道



下水道が使用できる区域が広がりました

(3月31日から)

今回追加する区域

野川3区、伊吹町東通1区・4区
伊吹町西通1区

すでに供給開始されている区域や排水設備工事指定工事店など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

公共下水道への接続を

下水道が使用できるよう

になってから6カ月以内に、

家庭から出る汚水を公共

下水道に流すための排水設

備を設置しなければなりま

せん(市条例)。また、汲

み取り便所は3年以内に水

洗便所に改造しなくてはな

りません(下水道法)。

※浄化槽を利用した水洗便

所は、浄化槽を廃止して

公共下水道に接続します。

融資あっせん制度

市は公共下水道に接続す

る工事に、指定金融機関で

の融資(一般住宅の場合は

最高50万円まで、アパート・

マンション・テナントビル

などの場合は最高200万

円まで)をあっせんし、利

子分を助成します。

受益者負担金

公共下水道が使用できる
区域内の皆さんに、建設費
の一部を負担していただく
制度です。

【納めていただく人と金額】

公共下水道を供用開始し
た区域の土地所有者です。
地上権などが設定されてい
る土地は、基本的にその権
利者が受益者になります。負担金の額は、土地の面
積1平方メートルに対して
800円です。総額を年3
回、5年の計15回に分け納
めていただきます。一括で納付していただくと、
前納報奨金(最大28・
9%、上限10万円)が交付
されますので、期別納付す
るよりお得です。

【問合せ先】

都市整備課下水道業務係

☎内線2604・2635

いやし博 継続自主企画イベント

鬼が城山系への誘い

登山初心者および希望者を
対象に、宇和島市周辺の自然
環境体験を実施します。参加
を希望する登山初心者の人は
安全のため、必ず机上講習を
受けてください。

○机上講習 安全登山のために

【と き】4月12日(土) 午後1時30分～4時

【ところ】明倫公民館 小会議室

【内 容】登山の歩き方・服装・荷物、山の気象、
自然保護、日常でのトレーニングなど

※スポーツ安全保険の加入をおすすめします。

加入希望者は加入金1,850円の準備をお願い
します。

○登山計画(予定)

と き	コース	集合場所	所要時間
5/6(火)	シャクナゲ山行	鹿のコル	約7時間
5/25(日)	赤滝山～八面山	鹿のコル	約6時間
8/4(月)	薬師谷～権現山	薬師谷岩戸橋	コースによる
9月上旬	鬼北町中野川～郭公岳	中野川林道入口	約6時間
10月中旬	目黒鳥屋	鹿のコル	約8時間
11月上旬	三浦権現山	三浦大内集会所	約6時間

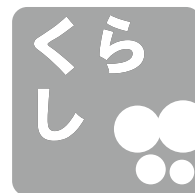
【集合時間】午前8時

※詳しくはホームページをご覧ください。

【申込・問合せ先】机上講習に参加を希望する人は4月
10日(木)までにハガキ、FAXまたはEメールで、〒798-
0044宇和島市野川甲1270-12 宇和島山岳会(西田)へ

☎・FAX23-2527 ✉nis6@mx4.et.tiki.ne.jp

<http://ww4.et.tiki.ne.jp/~nis6>



住まいの整備を 応援します

住宅リフォーム補助

住環境の整備の推進や地域経済の活性化のため、住宅のリフォーム（増・改築）工事をする人に、その費用の一部を補助します。



用住宅では居住部分のみ対象になります。

【対象者】市内に住み、市税を完納しており、持ち家住宅（市内にある親または子の住宅を含む）のリフォーム工事などをする人

※公共補償やほかの補助制度と重複する場合は対象になりません。

※原則として平成27年1月31日までに完了実績報告書を提出してください。

【対象住宅】

▽建築後10年以上経過した住宅

▽所有者がリフォームを承諾している住宅

※集合住宅では申請者の居住用に使う専有部分、併

【対象工事】市内の建築業者が主な施工業者であり、補助対象経費が50万円以上の工事の10%（上限20万円）

【申込方法】4月1日（火）以降に補助金交付申請書を提出してください（先着順）。※予算に限りがありますので、お早めに申し込んでください。

※申請書は工事着手前に提出してください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【申込・問合せ先】建築住宅課 ☎内線2670

「表示登記の日」無料登記相談所の開設

愛媛県土地家屋調査士会では、表示登記の日の行事として、登記などに関する法律の問題に、無料で相談に応じます。秘密厳守ですので、お気軽にお越しください。

○登記に関する法律の問題とは

- ・不動産の表示、権利に関する登記（土地の境界確認・分筆、建物の新築・増築、など）
- ・会社に関する登記（設立・役員変更など）
- ・遺言や各種契約の公証手続きなど

【と き】4月5日（土） 午前10時～午後3時

【ところ】南予文化会館 1 階会議室

※詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ先】愛媛県土地家屋調査士会

☎089-943-6769



国民健康保険は皆さんの保険料で成り立っています

加入・脱退の届出

国保への加入・脱退するときは、必ず14日以内に市民課・各支所市民保険係に届出をしてください。

○加入するとき

▷退職や任意継続の保険が切れた ▷健康保険の被扶養者から外れた などの他保険を脱退した場合

【持参品】健康保険資格喪失証明書・届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）・印かん
※国保の資格は他保険を脱退した日から発生します。届出が遅れると、保険料をさかのぼって納めなければいけません。

【問合せ先】保険健康課保険業務係 ☎内線2180

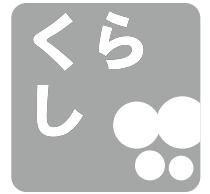
○脱退するとき

▷就職や健康保険の被扶養者になる などの新たな保険証ができた場合

【持参品】国保の保険証・新しい保険証・印かん
※資格は届出がなければ失われません。届出が遅れると保険料を二重に納めてしまう場合があります。

保険証の更新時期

現在の保険証の有効期限は7月31日までです。新しい保険証は7月末までに郵送します。



後期高齢者医療制度 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料負担をできる限り軽減するため、県財政安定化基金

を活用することとした上で、平成26・27年度の保険料を改定しました。

保険料の計算方法

1人あたりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

26年度の保険料は、25年の所得などを基に7月ごろに算定し、個人に通知します。

保険料の負担軽減を

継続します

○所得の低い人

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。今回から2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。また、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。

平成26・27年度 保険料の計算方法

保険料 (年額)		均等割額	+	所得割額
※ 10 円未満切捨て 限度額 57 万円	=	45,231 円	+	$\frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}}{\text{[基礎控除]}} \times \text{所得割率} 9.05\%$

年金収入による保険料の例 (単身世帯の場合)

年金収入	軽減割合	保険料 (年額)	前回との比較
80 万円	均等割 9 割軽減	4,520 円	110 円増
150 万円	均等割 8.5 割軽減	6,780 円	160 円増
200 万円	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減	57,450 円	1,610 円増

○被用者保険の
被扶養者だった人
後期高齢者医療制度に加入する前に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人 (国民健康保険・国民健康保険組合は除く) は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

○社会全体で

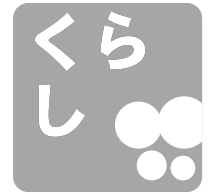
制度を支えています
医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を、公費 (国・県・市町の負担金) で約5割、後期高齢者支援金 (現役世代の保険料) で約4割、残りの1割を被保険者の皆さんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。



【問合せ先】保険健康課後
期高齢者医療係 ☎内線
2187・2181
愛媛県後期高齢者医療広
域連合 ☎089 - 911 -
7733

手当の種類	平成 25 年 10 月～	平成 26 年 4 月～
特別児童扶養手当（1 級）	50,050 円	49,900 円
特別児童扶養手当（2 級）	33,330 円	33,230 円
特別障害者手当	26,080 円	26,000 円
障害児福祉手当	14,180 円	14,140 円
福祉手当（経過措置分）	14,180 円	14,140 円
児童扶養手当（全額支給）	41,140 円	41,020 円
児童扶養手当（一部支給）	9,710 ～ 41,130 円	9,680 ～ 41,010 円

福祉手当額が改定されました
平成 26 年 4 月分から、以下のとおり改定されました。（月額 0.3% 減）



福祉制度について

4 月から、今まで受給していた手当額が変更になったり、それまでサービスを受けていた区分の分類や、名称を変更します。

障がい状態の審査・判定 区分が変わります

障害福祉サービスを利用するために申請をした場合、どのくらいの障害福祉サービスが必要かの審査・判定を市が行いますが、従来は障がいの程度（重さ）による「障害程度区分」により、サービスの必要な状態を分類していました。4 月からは、申請した人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態にに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」による分類に変わります。それぞれの障がい特性が反映され調査項目が見直されます。詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】福祉課

障害福祉係 ☎ 内線 2 1 7 7 ・ 2 1 4 9 ・ 児童福祉係 ☎ 内線 2 1 5 3

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請について

4 月から、さかのぼって免除などが申請できる期間が拡大されます

【免除などが申請できる期間】

平成 26 年 3 月まで
平成 25 年度分の 1 年間
(平成 25 年 7 月～ 26 年 6 月)



平成 26 年 4 月以降
申請時点から 2 年 1 ヶ月前までの期間
(下表、平成 23、24 年度分)

【免除などの申請可能期間と前年所得の関係】 ※平成 26 年 4 月時点

	免除などの申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成 23 年度分	平成 24 年 3 月（※1）～ 24 年 6 月	平成 22 年中所得
平成 24 年度分	平成 24 年 7 月～ 25 年 6 月	平成 23 年中所得
平成 25 年度分	平成 25 年 7 月～ 26 年 6 月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分（※2）	平成 26 年 7 月～ 27 年 6 月	平成 25 年中所得

（※1）平成 24 年 2 月以前の期間は、時効により免除などの申請をすることはできません。

（※2）平成 26 年度分は、平成 26 年 7 月から申請ができます。

【問合先】宇和島年金事務所 国民年金課 ☎ 22 - 5 3 4 4 ・ 市民課国民年金係 ☎ 内線 2 1 3 3